

第 2 2 回法務省契約監視会議議事概要

開 催 日	令和 4 年 6 月 2 9 日（水）
開 催 場 所	法務省 1 7 階 会 計 課 会 議 室
出 席 委 員	大曾根 匡（専修大学教授） 諏訪 雄三（共同通信社編集委員兼論説委員） 田中 早苗（弁護士）
審議対象期間	1 令和 3 年 7 月～令和 4 年 3 月 2 令和 2 年 4 月～ 同年 6 月
審議対象契約	1 一般競争契約 4 4 5 件 随 意 契 約 3 3 件 2 一般競争契約 6 7 6 件 随 意 契 約 2 3 9 件
重点審議案件	1 7 件 2 1 件
委員からの主な意見・質問それに対する回答等	別紙のとおり
意見具申等	今回の審議案件について、特段の問題は認められなかった。 令和 3 年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果（案）について、特に指摘する事項はなく、引き続き適切に実施されたい。

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
<p>1 「次期地図情報システム用附帯設備等の賃貸借一式」（一般競争入札） 契約金額 41,284,320 円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問等) 【総論的質問】 落札率41.4パーセントの低落札率案件であるが、予定価格の設定に問題はなかったか。 低落札率になった原因は何か。その対策は。</p> <p>【諏訪委員】 予定価格と応札額との差が生じた最も大きな要因は、人件費の差なのか、それとも物の値段の差によるものなのか。</p> <p>【田中委員】 令和2年度の契約とのことであるが、その後、納品された機器等に問題があったということはないのか。</p>	<p>(回答) 予定価格は、市場価格や労務単価の上昇率を調査した上、過去の応札率等も参考にして積算している。 本件の予定価格を分析すると、過去の調達時における業者から取得した価格証明額と応札額との割合と、本件調達のために取得した価格証明額と予定価格との割合が同程度であることから、予定価格の設定に問題はなかったと考えている。 低落札率となった原因であるが、過去の入札実績と比較すると著しく低い価格での入札であったことから、企業努力等によるものと推測している。 今回の低落札率を受け、人件費増減の動向や過去の応札率等を分析するなどして、予定価格を設定していきたい。</p> <p>人件費と物のいずれについても、相当低い金額であったと考えている。</p> <p>これまでに、問題があったという報告はない。</p>

<p>【大曾根座長】 第2順位の応札者の入札率はどのくらいか。</p> <p>予定価格の積算方法、あるいは決定方法に問題があるのではないかと思うので、もう少し努力していただきたい。</p>	<p>8割を切るくらいである。</p>
<p>2-1 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 34,870,000 円 支出負担行為担当官 千葉地方法務局長</p> <p>2-2 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 58,190,000 円 支出負担行為担当官 東京法務局長</p> <p>2-3 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 78,650,000 円 支出負担行為担当官 仙台北法務局長</p> <p>2-4 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 45,650,000 円 支出負担行為担当官 前橋地方法務局長</p> <p>2-5 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 52,800,000 円 支出負担行為担当官 福島地方法務局長</p>	

<p>2－6 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 83,600,000 円 支出負担行為担当官 福島地方法務局長</p> <p>2－7 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 42,900,000 円 支出負担行為担当官 仙台法務局長</p> <p>2－8 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 20,531,280 円 支出負担行為担当官 福井地方法務局長</p> <p>2－9 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 47,740,000 円 支出負担行為担当官 大分地方法務局長</p> <p>2－10 「登記所備付地図作成作業請負契約」（一般競争入札） 契約金額 24,200,000 円 支出負担行為担当官 那覇地方法務局長</p>	
<p>(質問等) 【総論的質問】 各法務局によって落札率に幅があるのはなぜか。</p>	<p>(回答) 各落札者において、これまでの作業の経験、作業規模や地域性を踏まえ、入札金額を決定しているものと考えられ、また、複数者応札となった法務局については、価格競争が相当程度働いたことにより、各法務局によって落札</p>

<p>【総論的質問】 本件調達に関しては、公共嘱託登記土地家屋調査士協会による一者応札が多いが、千葉地方法務局においては、民間の土地家屋調査士法人が落札している。この法人の入札経緯は。</p> <p>【総論的質問】 大分地方法務局については、入札回数が33回であるところ、33回も入札したのであれば、落札率は限りなく100パーセントに近くなると思料するが、99.7パーセントであった理由は何か。</p> <p>【田中委員】 千葉地方法務局の民間の土地家屋調査士法人のように、入札参加者を増やすための取組はあるか。</p> <p>【諏訪委員】 福井地方法務局については、落札率54.1パーセントであるところ、本作業内容から人件費がそのメインとなると思われるが、落札者は作業に当たる人員に対して人件費は払えているのか。 福井地方法務局の落札価格で問題がないのであれば、全国的に予定価格を低く設定しても問題ないのではないか。</p>	<p>率に差が生じたと推測される。</p> <p>千葉地方法務局の調達案件を落札した土地家屋調査士法人に入札経緯等をヒアリングしたところ、この法人は、以前から、本作業に係る入札を注視しており、不落の情報が続いた際、同法人であればより安価に落札できるのではと考え、入札に参加するようになったとのことであった。また、入札情報については、政府の電子調達ポータルや、各法務局のホームページ掲載の入札公告を確認しているとのことであった。</p> <p>一者応札の案件であるが、その応札者が、落札できる価格まで入札額を一定額ずつ下げて入札したため、結果、33回の入札を要し、落札率99.7パーセントとなっている。</p> <p>法務局のホームページや政府の電子調達ポータルを活用して、広く周知を図る取組を進めたい。</p> <p>福井地方法務局について、その落札者における作業に関して、特段問題があったとの報告は受けていない。 ただし、本作業については、その土地の状態、土地の権利関係によって、地域ごとに作業工程が異なっており、それにより打合せの回数等も異なってくるため、全国的に福井地方法務局の落札額を基準にすることは難しいと考えている。</p>
--	---

<p>3 「ガス購入契約（都市ガス）」（一般競争入札）</p> <p>契約金額 6,961,222 円</p> <p>支出負担行為担当官 福岡高等検察庁検事長</p> <p>（質問等）</p> <p>【総論的質問】</p> <p>落札率52.5パーセントの低落札率案件であるが、予定価格の設定に問題はなかったか。</p> <p>低落札率になった原因は何か。その対策は。</p> <p>【諏訪委員】</p> <p>ガスの値段も上がっていると思うが、これを地方の官署ごとで積算し予定価格を設定するのは、困難ではないか。法務本省として、地方での予定価格の設定等についてどのようにフォローしているのか。</p>	<p>（回答）</p> <p>予定価格の設定については、市場価格の調査を行った上で積算しており、問題はなかったと考えている。</p> <p>低落札となった理由について、落札者にヒアリングしたところ、営業上の秘密として、具体的な積算方法の回答を得ることはできなかったが、本件は、法務省調達改善計画の取組として、随意契約から一般競争入札に移行した結果、電気事業者が本件ガス供給契約に参入し、複数者応札となった事案であることから、競争性が働き低落札率となったものと考えている。</p> <p>今後の対策について、ガスはライフラインの一部であることから、事業者の履行力を確認しつつ、市場価格等の調査を行い、より適切な予定価格を設定したいと考えている。</p> <p>電気事業者とガス事業者の相互参入が増加しているところ、それがあ地域となない地域が存在していることから、地方ごとの実情を踏まえ対応する必要があると考えており、検察庁だけでなく、法務省の他の組織等の調達状況について情報共有することが、今できる最善策であると考えている。</p>
---	---

4 「医療機器一式交換契約」（一般競争入札）

契約金額 10,340,000 円

支出負担行為担当官

加古川刑務所長

（質問等）

【総論的質問】

落札率 98.1 パーセントの高落札率、一者応札の案件であるが、他の業者が入札に参加できない仕様上の制約があるのか。この業者しか参入できない理由は何か。

【大曾根座長】

再度公告入札時の予定価格は、初回の入札時から変更しているのか。

【諏訪委員】

新型コロナウイルス感染症の影響により部品が調達できないとのことであるが、このような理由から入札を辞退すること

（回答）

本件は、超音波診断装置、CR画像診断装置及び解析付心電計の交換契約であるが、初回入札に当たって、4者が入札参加の意思を示していたところ、うち3者にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により各機器の制御基盤の輸入が滞るなどして、供給のめどが立たないとの理由から入札辞退となり、残り1者にあっては、応札があったものの、予定価格に達することなく不落となった。その後、再度公告を実施した結果、初回入札に応札のあった1者が入札価格を下げて応札したため、落札したものである。

初回入札では、落札者のほか3者が入札意思を示しており、また、機器の仕様についても、一般に流通している汎用機器に基づき作成し、機器の指定も行っていないことから、特別な制約を課しているものではないと考えている。

予定価格は、初回と同額である。

近年は、医療機器に限らず、様々な物品の調達においても、部品の流通が滞っていると見て、辞退する者が増え

<p>は珍しいのか。</p>	<p>ている。</p>
<p>5 「総合警備監視システム更新整備一式」 (一般競争入札) 契約金額 924,000,000 円 支出負担行為担当官 東京拘置所長</p> <p>(質問等)</p> <p>【総論的質問】 一者応札案件であるが、他の業者が入札に参加できない特別な制約があるのか。前年度も同じ業者が落札しているのか。</p> <p>【大曾根座長】 他の矯正施設において、一度落札した者がその後の更新時においても落札することが一般的なのか。</p> <p>【諏訪委員】 別の業者が落札することは、頻繁に起こり得ることなのか。</p>	<p>(回答)</p> <p>本件は、総合警備監視システムの監視カメラや映像蓄積サーバ等の機器の老朽化に伴う更新整備であり、全3期の更新計画としているうちの2期目の調達案件である。</p> <p>その仕様において、システム更新の際に既存システムの運用を止めることなく、新しいシステムへの移行を実施できることを明記しているが、他者が参入できないような特別な制約ではないものと考えている。</p> <p>なお、1期目であった前年度も同じ業者が落札している。</p> <p>必ずしもそのようなわけではなく、警備機器を扱っている業者は多く存在しているため、更新時に別の業者が落札している例もある。</p> <p>別の業者が落札してシステム機器の更新をすることはある。そのため、システム機器については、仕様で互換性を持たせるなどの配慮をしている。</p>

<p>【田中委員】 継続の重要性というものもあると思うが、監視カメラ等の機器はリストアップされているものなのか。それとも更新されることを前提に定価に近い業者の言い値となっているのか。</p> <p>【諏訪委員】 分割発注するようなことができるものなのか。それともまとめて発注した方が価格は抑えられるものなのか。</p>	<p>機器については、業者からの見積等を参考にして、各官署において、必要以上のスペックとならないような仕様を作成しており、その積算に当たっても、定価そのものを採用しているものではない。</p> <p>まとめることによってスケールメリットが得られるものと考えているが、システムの性質等を考慮の上、引き続き、検討したい。</p>
<p>6 「什器類（平机、ワゴン等）購入契約」（一般競争入札） 契約金額 11,693,000 円 支出負担行為担当官 東京出入国在留管理局長</p> <p>（質問等） 【総論的質問】 一者応札案件であるが、他の業者が入札に参加できない特別な制約があるのか。入札公告の周知期間は十分であったのか。一者応札となった原因は何か。</p>	<p>（回答） 調達物品の規格については、特注品ではなく、市場に流通している物品の規格としており、また、仕様書に示した例示品以外の同等品でも入札を可能としていることから、他の業者が入札に参加できない特別な制約はなかったと考えている。</p> <p>周知期間についても、法令上の期間である10日間より長い23日間としており、十分であったと考えている。</p> <p>複数者に入札参加していただくため、東京出入国在留管理局から6者に声掛けを行い、入札説明書については11者に配布している。</p> <p>それにもかかわらず、一者応札とな</p>

<p>【大曾根座長】 人事異動は毎年あるので、どのくらいの異動人数かは統計的に把握できると思われるため、調達時期を前倒しすることはできないか。</p> <p>【田中委員】 今回は、職員数が増えることで、新しく椅子等を増やしたということか。</p> <p>【諏訪委員】 組織改編等があつて職員数が増えたということもあるのか。</p> <p>それなら、前もって増員数が分かると思われるので、組織的に伝わるようなシステムにした方がよい。</p>	<p>った理由については、落札者以外の3者からの同等品申請において、一部の物品につき例示品と同等の性能を有すると認められなかったため不承認としたことや、年度末の繁忙期で納期の設定が困難であつたことが考えられる。 委員の御指摘を踏まえ、複数者応札となるよう、仕様や調達時期の見直しを検討したい。</p> <p>各部署において異動情報を共有し、なるべく早期に調達できるよう努めたい。</p> <p>新たに着任する職員が増えることから、その必要数を調達したものである。</p> <p>そのとおりである。</p>
<p>7-1 「東京出入国在留管理局成田空港支局における新型コロナウイルス感染症検査業務委託契約」（一般競争入札） 契約金額 13,860,000 円 支出負担行為担当官 東京出入国在留管理局長</p>	

7-2 「東京出入国在留管理局横浜支局におけるPCR検査業務一式委託契約」（一般競争入札）

契約金額 12,975,820 円

支出負担行為担当官

東京出入国在留管理局長

（質問等）

【総論的質問】

一者応札案件であるが、他の業者が入札に参加できない特別な制約があるのか。入札公告の周知期間は十分であったのか。

【大曾根座長】

契約期間はどうなっているか。また、検査件数ごとの単価契約なのか。

【諏訪委員】

全体的に市場の単価が減少傾向にあると思われるが、年間契約とせず刻んで契約した方が得になるのではないか。

市場の単価に変動がある場合に、契約単価もある程度反映させられるような方法

（回答）

本件は、施設内のクラスター発生防止の観点から、PCR検査の当日に結果を報告する旨を仕様書に明記しているが、特別な制約ではないと考えている。

成田空港支局と横浜支局とで、調達手続を分けた理由も、地域性により応札者が限定されないようにするため配慮したものである。

周知期間については、成田空港支局の調達にあつては16日、横浜支局の調達にあつては22日としており、特段問題があつたとは考えていない。

今後、周知期間を更に長くするなどして、一者応札の解消に努めたい。

いずれも令和4年3月31日までの年度末までの契約としているものである。

また、いずれも単価契約であり、一件当たりの単価を設定している。

年間契約であれば、長期間の契約ということで、業者も安心して単価が決められるのではないかと考えている。

契約期間内で、市場の単価が大幅に増減しているような場合は、契約の変

<p>はないか。今後も同様の契約を行っていくのであれば、ベストな契約方法を検討していただきたい。</p>	<p>更をすることになるかと思うが、そのような場合は、業者と調整するなどして対応したい。</p>
<p>8-1 「司法試験予備試験論文式会場等貸借契約」(随意契約(公募)) 契約金額 17,481,200円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>8-2 「司法試験予備試験論文式会場等貸借契約」(随意契約(公募)) 契約金額 26,323,980円 支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長</p> <p>(質問等) 【総論的質問】 契約の相手方は、大手の貸会議室会社であるが、大学等、他に試験会場となり得るところはないのか。</p> <p>【総論的質問】 落札率100パーセントの案件であるが、なぜ100パーセントになるのか。</p>	<p>(回答) 令和3年司法試験予備試験は、7月10日の土曜日と11日の日曜日に実施しており、事前準備として前日の金曜日の午後から会場を借用する必要があった。</p> <p>大学が試験会場の候補となるかについては、借用期間の都合上、大学での講義の時間と重複しているため、貸していただくことが困難であったと考えている。</p> <p>なお、公募の条件についても、適正かつ円滑な試験の実施のために、真に必要なものに限定しており、過度な制約があったとは考えていない。</p> <p>公募は、広く相手方を募り、応募のあった者と随意契約することを前提としているが、予定価格の積算に当たっては、同じ仕様の会場が市場に複数存</p>

<p>【総論的質問】 以前公募した案件における予定価格と今回の契約金額は、どの程度かけ離れているのか。</p> <p>【諏訪委員】 例えば札幌の会場についても、法務省側で業者を探した後、公募の上、契約しているということであれば、東京の試験会場と同じように落札率は100パーセントになっているのか。</p> <p>【諏訪委員】 毎年同じ業者と契約しているのか。</p>	<p>在しないということを予定して設定しており、契約予定者と価格交渉をした上で取得した見積書を基に積算している。</p> <p>落札率が100パーセントとなった理由は、前述の積算により設定した予定価格と応募者の価格とが同額となったためである。</p> <p>住友不動産ベルサール株式会社との契約については、令和2年度の予定価格が15,304,520円（税込）であり、令和3年度契約額との差額が2,176,680円である。</p> <p>株式会社テーオーシーとの契約については、令和2年度の予定価格が17,152,303円（税込）であり、令和3年度契約額との差額が9,171,677円である。</p> <p>いずれも、年度によって使用するレンタル物品や試験で使用する会議室数等が異なるものであることから、金額の大小で一概に比較することは難しいと考えている。</p> <p>価格交渉を行っているが、基本的には、契約予定者から取得した見積書を基に予定価格を積算しているため、東京の試験会場と同じようになっている。</p> <p>東京の試験会場について、例えば住友不動産ベルサール株式会社とは、令和2年度、同3年度と2年連続して契約しているが、令和元年度は契約していない。</p>
--	--

<p>【諏訪委員】 毎年苦労して会場を探しているのか。</p>	<p>このように、必ずしも毎年同じ業者と契約しているものではない。</p> <p>なお、業者においても、応募に当たっては、貸会議室の予約状況等を踏まえて判断するというような事情があることも承知している。</p> <p>毎年同じ日が試験日になっているものではないため、当年度契約の業者が翌年度の試験日に応じて会場を確保することが困難な状況である。</p>
<p>【法務省調達改善計画関連】 「令和3年度法務省調達改善計画の年度末自己評価結果（案）」について</p>	<p>事務局から、各項目について、目標に沿った取組がおおむね順調に推移している旨の報告がなされ、承認された。</p>